

相模原市予算規則(平成4年相模原市規則第8号)第5条に基づき、令和2年度予算編成方針を定める。

令和元年11月19日

相模原市長 本村賢太郎

## 令和2年度 予算編成方針

### 第1 はじめに

#### 1 本市の財政見通し

持続可能な財政運営の実現に向け、収支均衡を基本として、令和2年度から令和9年度までの長期財政収支について、令和元年9月時点での仮試算を行ったところ、別紙のとおり、歳入見込額に比べ一般財源ベースで約60億円から約134億円(令和2年度から令和9年度までの単年度当たりの数値)の歳出超過が見込まれている。こうした状況は、新規・拡充事業を実施できないことはもとより、現行の行政サービスの水準についても維持できないことを意味している。

令和2年度の収支については、令和元年9月時点の仮試算ではあるが、歳入において、地方消費税交付金等の増額などによる増加が見込まれる一方、歳出においては、引き続き増加傾向となっている扶助費を中心とした義務的経費の増額に加え、会計年度任用職員制度への移行や、公共施設の長寿命化事業などによる増額が見込まれるほか、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業において一時的に多額の経費が生じることも想定されることなどにより、約60億円の歳出超過が見込まれている。

#### 2 「(仮称)相模原市行財政構造改革プラン」の策定等について

本市の財政状況や長期財政収支の動向、今後の人口動態等を踏まえ、相模原市総合計画基本構想で描く本市の将来像を実現するために、行財政運営の構造を抜本的に改革する必要があることから、「(仮称)相模原市行財政構造改革プラン」(以下「改革プラン」という。)を策定する。

また、相模原市総合計画実施計画(以下「実施計画」という。)については、その策定に当たって、改革プランを踏まえる必要があることから、始期を1年遅らせることとする。

### 第2 予算編成に当たっての基本的な考え方

#### 1 予算編成の考え方

令和2年度の予算編成に当たっては、実施計画が存在しないことから、原則として、「新規・拡充事業の凍結」及び「今後本格化する大規模事業の一時凍結」を行うこととし、真に必要な経常的な経費や継続的な事業に係る経費を計上する。

ただし、次の各項目については、予算計上を行う。

- (1) 市民生活に直接関わる喫緊の課題に対応するために必要となる経費
- (2) 災害復旧等に係る経費
- (3) 公共施設の長寿命化事業、橋本駅周辺整備推進事業、(仮称)新斎場整備事業、次期一般廃棄物最終処分場整備事業等、行政の責務として必ず実施しなければならない事業に係る経費

## 2 予算編成における収支均衡に向けた精査

現時点で見込まれている収支差については、今後の編成作業の中で歳入歳出の精査を行い収支の均衡を図るが、令和2年度については例年を大きく上回る約60億円もの歳出超過が見込まれている。

これまで枠配分経費については、例年示達後の精査は行っていなかったが、今回の予算編成においては、予算案の査定に際し更なる精査の対象とする。

## 3 改革プランを踏まえた予算編成

改革プランの策定後に行う令和3年度予算の編成に当たっては、令和2年度予算として編成した枠外経費、枠配分経費についても全て一度ゼロベースとし、改めて改革プランに則した予算編成を行う。

# 第3 予算編成に当たっての留意事項

「第2 予算編成に当たっての基本的な考え方」に基づき、予算編成を進める中であっても、改革プランを策定することとした趣旨を踏まえ、引き続き、以下に示す取組を行う。

## 1 財政硬直化の改善に向けた取組

平成30年度決算における経常収支比率は、前年度と比べ0.3ポイント低下し98.1%となったものの、非常に高い水準にあることから、財政の硬直化の改善に向け、引き続き、次に掲げる事項を積極的に行う。

- (1) 市単独事業の扶助費、物件費、各種補助金、繰出金など経常経費の見直し
- (2) 収納対策の強化による市税収入等の歳入の確保
- (3) 元利償還金に対する地方交付税措置を考慮した市債の発行

## 2 財源の確保

### (1) 市税収入等の確保

市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、「第2次債権回収対策基本方針」に基づき全庁的な収納対策の強化に取り組むとともに、納付しやすい環境づくりを図るなど、多様な手段を講じて市税収入等の確保を図る。

### (2) 特定財源の確保

国・県補助金及び交付金など、事業実施に必要な特定財源を確保する。

### (3) 市有財産の有効活用

不要となった用地については積極的に処分するとともに、低未利用財産及び長期未着手の事業予定地については、貸付けなどの有効活用を図るなど、最も効果的な活用手法により、歳入確保及び維持管理経費の削減を行う。

また、市有財産の貸付けに当たっては、適正な対価を求めるとともに、減免を行っている場合は、その必要性について見直しを行う。

### (4) 積極的な歳入の確保の検討

これまでの仕組みにこだわらず、様々な手法について積極的に検討し、歳入の確保に取り組む。

## 3 適切な市債の発行

市債の発行に当たっては、元利償還金に対する地方交付税措置率の高い有利なものを活用する。

## 4 公共施設の長寿命化事業について

公共施設の長寿命化事業に係る経費については、市民の安全・安心を確保するために必要なものであることから、財源として公共施設等適正管理推進事業債等を活用するなど、相模原市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、着実に取り組む。

また、公共施設の再編・再配置に当たっては、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」に基づき取り組む。

## 5 持続可能な都市経営の推進

積極的な歳入確保や徹底した事務事業の精査・見直しによる既存事業の廃止・縮小・統合・改善・効率化などを進め、安定的かつ持続的に質の高い行政サービスを提供する。

また、PDCAサイクルを的確に展開することで、職員一人ひとりが「最少の経費で最大の効果を上げる」という費用対効果の視点を持って取り組む。

## 6 受益と負担の適正化

市が提供する行政サービスに係る受益と負担をより適正な関係とするため、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく使用料等の見直し等について、予算編成へ適切に反映する。

## 7 民間活力の活用

「相模原市PPP(公民連携)活用指針」に基づき、行政の活動範囲を明らかにし、行政の活動範囲以外としたものは、民営化や事業の廃止に取り組むとともに、真に行政が提供すべきサービスについては、民間企業、NPO、市民団体などのノウハウや専門知識を活用したサービスを提供する手法を活用し、サービスの向上や経費の節減に取り組む。

また、公共施設の整備・運営に当たっては、「相模原市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づき、指定管理者制度、包括的民間委託、ESCO事業、PFI手法などの導入を前提とする。

## 8 地方税財政を始めとする諸制度の変更への対応

社会情勢等による国における政策の変更も予想されることから、市の税財源や事務事業についても影響を受けることを想定し、その動向を注視する。

予算編成に当たっては、国の制度改革の詳細が明らかになっているもの以外は、現行の制度を基本に計上することとする。今後、国の方針が確定し、市に影響が生じるものについては、適宜、予算内容の組替え等の対応を行う。

## 9 特別会計等の取扱い

特別会計及び公営企業会計の予算編成に当たっても、この予算編成方針を踏まえ、一般会計からの繰入金や事業費について、あらゆる角度から検証し、十分な精査を行うとともに、独立採算の原則に従い、これまで以上に受益と負担の適正化を図る。

# 第4 予算見積り・財源の配分について

## 1 枠外経費

別途指定する事業経費については、所管局区で所要額を十分精査して見積もる。

## 2 枠配分経費

枠外経費を除く全ての事務事業経費については、所管局区に配分する一般財源の枠内で編成する。配分規模については、別途示す。

これまで枠配分経費については、例年示達後の精査は行っていなかったが、今回の予算編成においては、予算案の査定に際し更なる精査の対象とする。

また、改革プランの策定後に行う令和3年度予算の編成に当たっては、令和2年度予算として編成した枠配分経費についても、全て一度ゼロベースとし、改めて改革プランに則した予算編成を行う。

長寿命化事業費は、相模原市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業費を計上したものであり、仮試算の数値

実施計画事業費は、原則として新規・拡充分は含まないが、行政の責務として必ず実施しなければならない事業に係る経費は計上したものであり、仮試算の数値

行政運営推進経費は、下表の2(1)から(6)までの経費以外の経費であり、仮試算の数値。また、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る地中障害物処理費用の一時立替分を含んでいる。

## 長期財政収支（一般会計） 事業費ベース

長期財政収支については、税制改正をはじめとした国の制度改正や、社会経済の情勢、給与等の改定、事業の進捗状況などにより、今後変動する場合があります。

### 1 歳入

(単位:億円)

	当初予算	推計								
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
(1) 市税	1,308	1,297	1,281	1,282	1,289	1,282	1,283	1,283	1,276	
(2) 地方譲与税・交付金	227	252	266	252	252	248	252	256	252	
(3) 地方交付税	139	150	148	152	149	151	149	147	152	
(4) 国・県支出金	769	801	813	836	859	835	824	838	823	
(5) 市債	290	286	280	311	337	341	385	400	409	
うち建設債	107	103	101	127	156	157	204	221	224	
うち臨時財政対策債	173	173	169	174	171	174	171	169	175	
(6) その他	291	268	266	261	260	259	260	260	258	
合 計 (A)	3,024	3,054	3,054	3,094	3,146	3,116	3,153	3,184	3,170	

### 2 歳出

(1) 人件費	721	751	741	743	747	738	739	728	736
(2) 公債費	261	265	271	270	266	265	261	274	285
うち臨時財政対策債分	96	104	112	121	125	127	132	135	146
(3) 扶助費	892	948	968	976	979	980	979	977	973
うち市単独事業分	118	117	121	122	123	123	123	124	124
(4) 繰出金	222	227	228	227	233	238	243	247	249
うち国民健康保険事業特別会計法定外繰入金分等	27	22	17	11	11	11	11	10	9
(5) 長寿命化事業費		106	105	119	142	162	217	241	245
うち再編再整備・大規模改修分		3	18	28	49	54	71	99	108
(6) 実施計画事業費	419	325	325	363	417	349	355	371	357
(7) 行政運営推進経費 (1)から(6)までの経費以外)	509	492	492	484	484	459	459	459	459
合 計 (B)	3,024	3,114	3,130	3,182	3,268	3,191	3,253	3,297	3,304

### 3 収支

歳入合計(A) - 歳出合計(B)	0	60	76	88	122	75	100	113	134
-------------------	---	----	----	----	-----	----	-----	-----	-----

- (注) 1 長寿命化事業費及び実施計画事業費については、その財源となっている国・県支出金や市債等を含め、各局の見積額について一次査定した結果を集計したものであり、概算の数値である。現時点において見込むことのできる歳入から、義務的経費等を除いた額の範囲内でこれらの事業費を賄う必要があることから、今後、事業の選択と集中や事業費の精査等が必要である。
- 2 補助事業に係る国・県支出金については、実際の交付額が見込額を下回る可能性があり、事業費は実際の交付額に応じて変動する場合がある。
- 3 令和元年台風第19号に係る災害復旧費等は含んでいない。

**令和元年9月末時点における仮試算の数値であり、今後、変動する場合がある。**